

○北海道警察指掌紋取扱規程の運用について

平成31年4月1日

道本鑑第2号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

この度、「北海道警察指掌紋取扱規程」（平11年警察本部訓令第30号）の解釈及び運用方針について所要の見直しを行い、今後は次によることとしたので、事務処理上誤りのないよう  
にされたい。

なお、「北海道警察指掌紋取扱規程の運用について」（平28. 12. 19道本鑑第2612号）は、  
廃止する。

記

第1 改正の要旨

少年の被疑者に係る指掌紋採取について、引用する通達を改正した。

第2 訓令の解釈及び運用方針

| 項 目                  | 解釈及び運用方針   |
|----------------------|--|
| 1 趣旨（第1条関係）          | <p>この訓令が、被疑者の指掌紋の管理及び運用の適正を図るため、必要な事項を定めたものであることを明確にしたものである。</p> <p>指掌紋の取扱いに当たっては、人権を尊重しつつ積極的に犯罪捜査に役立たせるため、適正かつ効率的な管理及び運用に努めなければならない。</p>  |
| 2 定義（第2条関係）          | <p>この訓令における用語の意義は、指掌紋取扱規則（平成9年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）第2条及び指掌紋取扱細則（平成9年警察庁訓令第11号。以下「細則」という。）第1条第1項に規定する用語の意義と同一であることを定めたものである。</p>  |
| 3 指掌紋情報管理システム（第3条関係） | <p>(1) 第1項の指掌紋情報管理システム（以下単に「システム」という。）は、指掌紋に係る電磁的情報を処理することにより、被疑者から採取した押なつ指紋の照会、照合、登録等及び被疑者から採取した押なつ掌紋の登録並びに遺留指紋の照会、照合、登録等を行うものである。</p> <p>(2) システムによる指紋の照会、照合、登録等及び掌紋の登録等の要領は、別に定めるところにより行うこと</p> |

|                    |  |
|--------------------|--|
|                    | となる。   |
| 4 基本方針(第4条関係)      | <p>(1) 被疑者の指掌紋の取扱い及びシステム運用の基本方針を明示したものである。</p> <p>(2) 「有効性」とは、システムの運用により行う情報処理の正確性及び適時性並びに記録項目の妥当性をいう。</p> <p>(3) 「安全性」とは、北海道警察情報セキュリティに関する訓令(平成16年警察本部訓令第7号)その他の関係規程に従って維持すべき情報セキュリティをいう。</p>   |
| 5 指掌紋記録等の作成(第5条関係) | <p>(1) 警察署長等(警察本部若しくは方面本部の犯罪捜査を担当する課(課に相当するものを含む。)の長又は警察署長をいう。以下同じ。)は、規則第3条の規定により被疑者を逮捕したとき若しくは被疑者の引渡しを受けたとき又は身体の拘束を受けていない被疑者についてその承諾を得たときは、ライブスキャナ等により指掌紋記録等(指紋記録等及び掌紋記録等をいう。以下同じ。)を作成しなければならないものである。</p> <p>(2) 身体の拘束を受けていない被疑者の指掌紋記録等の作成については、運用上、次に掲げる事項に留意し、適正かつ積極的な作成に努めること。</p> <p>ア 被疑者の指掌紋の採取に当たっては、必ず本人の承諾を得て任意性を確保すること。</p> <p>イ 承諾を得られない者については、強制的に採取しないこと。</p> <p>ウ 少年の被疑者については、北海道警察少年警察活動規程(平成20年警察本部訓令第10号)第47条の規定によるほか、「少年被疑者等の指掌紋採取及び写真撮影について」(平30. 12. 20道本少第2786号(生企・地・刑・交企・公1合同))に定めるところにより行うこと。</p> <p>(3) ライブスキャナの故障、被疑者の大量検挙、被疑者の入院等でライブスキャナにより指紋記録又は掌紋記録を作成することができない場合は、インクを用いた押なつ方式により細則第1条第2項に規定する指紋資料(細則別記様式第1号)及び掌紋資料(細則別記様</p> |

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
|                                  | 式第2号)を作成すること。  |
| 6 指掌紋記録等の送信等<br>(第6条関係)          | <p>(1) 作成した指掌紋記録等を警察本部鑑識課長及び警察庁犯罪鑑識官(以下「警察本部鑑識課長等」という。)に送信し、又は送付する場合は、指掌紋記録等作成処理簿によりその経過を明らかにしておくこと。</p> <p>(2) ライブスキャナで作成した指掌紋記録は、そのまま電気通信回線で警察本部鑑識課長等に送信することとなる。</p> <p>(3) 警察署長等が、5の(3)の事項により作成した指掌紋資料については、指掌紋資料送付書を添付し、警察本部鑑識課長に郵便等で送付すること。この場合、当該資料の送付を受けた警察本部鑑識課長は、細則第2条第2項に規定する指掌紋業務端末装置(以下単に「指掌紋業務端末装置」という。)により指掌紋記録を作成し、警察庁犯罪鑑識官に送信すること。</p> |
| 7 処分結果記録の作成等<br>(第7条関係)          | <p>警察署長等は、作成した指掌紋記録等に係る被疑者の処分結果が判明し、細則第4条第1項に規定する事由に該当するときは、ライブスキャナにより処分結果記録を作成し、警察本部鑑識課長等に送信することとなるが、この場合は、指掌紋記録等作成処理簿に所要事項を記載し、その経過を明らかにしておくこと。</p>  |
| 8 指掌紋記録等及び処分結果記録の整理保管<br>(第8条関係) | <p>警察署長等が作成した指掌紋記録等及び処分結果記録については、警察本部鑑識課長が次に掲げるところにより整理保管すること。</p> <p>ア 指掌紋記録等又は処分結果記録を受理した場合は、電磁的方法により記録し、受理の経過を明らかにする。</p> <p>イ 指掌紋記録は、警察庁犯罪鑑識官から犯歴番号の通知を受けた後、その作成内容を確認し、指掌紋記録としてシステムの登録装置に記録する。</p> <p>ウ 処分結果記録は、警察署長等から送信を受けた段階で、内容を確認した後、システムの登録装置に記録する。</p>  |

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| <p>9 指掌紋記録等に係る身上事項等の訂正等（第9条関係）</p> | <p>警察署長等は、警察本部鑑識課長等に送信し、若しくは送付した指掌紋記録等に係る身上事項又は処分結果記録に係る処分結果について、後日追加又は訂正の必要があると認めたときは、細則第3条第1項又は細則第5条第1項の規定によりライブスキャナにより当該追加又は訂正事項を警察本部鑑識課長等に通知することとなるが、この場合、既に作成した指掌紋記録等作成処理簿についても同様の内容について整備しておかなければならないものである。</p>   |
| <p>10 現場指掌紋の送付（第10条関係）</p>         | <p>(1) 警察署長等は、現場等から採取した現場指紋又は現場掌紋（以下「現場指掌紋」という。）と協力者指紋又は協力者掌紋（以下「協力者指掌紋」という。）を警察本部鑑識課長に送付するときは、現場指掌紋送付書を添付するとともに、現場指掌紋送付簿によりその経過を明らかにしておくこと。</p> <p>(2) 現場指掌紋には、1個ごとに整理番号を付すこと。</p> <p>(3) 連続指紋については、各指ごとに採取することなく、1枚のゼラチン紙等に採取し、これを1個として整理番号を付すこと。</p> <p>(4) 警察本部鑑識課長は、警察署長等から現場指掌紋の送付を受けたときは、現場指掌紋受理簿によりその経過を明らかにしておくこと。</p> |
| <p>11 現場指掌紋の対照（第11条関係）</p>         | <p>(1) 警察署長等から現場指掌紋の送付を受けた警察本部鑑識課長は、当該現場指掌紋と協力者指掌紋とを対照し、その結果を現場指掌紋受理簿に記入すること。</p> <p>(2) 警察本部鑑識課長は、警察署長等に現場指掌紋の対照結果を現場指掌紋対照結果通知書により通知することとなるが、現場指掌紋対照結果通知書に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>ア 「遺留」とは、被疑者が遺留したと認められる指掌紋又は他に新たな協力者の指掌紋があれば対照可能なものをいう。</p> <p>イ 「協力者一致」とは、協力者の指掌紋と一致したものをいう。</p> <p>ウ 「対照不能」とは、印象が不鮮明で対照不能なも</p>         |

|                               |  |
|-------------------------------|--|
|                               | <p>のをいう。</p> <p>(3) 警察署長等は、第1項の規定による通知を受けたときは、当該通知の結果を現場指掌紋送付簿に記入すること。</p> <p>(4) 警察本部鑑識課長は、対照不能な現場指掌紋及び対照の結果協力者指掌紋と一致した現場指掌紋については、警察本部鑑識課において、復元できない方法により廃棄すること。</p>  |
| <p>12 遺留指掌紋の照会（第12条関係）</p>    | <p>(1) 警察本部鑑識課長は、規則第6条第2項の規定により現場指掌紋を対照した結果、遺留指紋又は遺留掌紋（以下「遺留指掌紋」という。）を確認したときは、細則第7条第1項の規定により指掌紋業務端末装置により警察庁犯罪鑑識官に当該遺留指掌紋の照会を行うこと。この場合、電磁的方法により処理状況を記録し、その経過を明らかにしておくこと。</p> <p>(2) 警察本部鑑識課長は、警察庁犯罪鑑識官に対して遺留指掌紋の照会を行い、該当のない旨の回答を得たときは、当該遺留指掌紋について、新たに警察庁犯罪鑑識官に対し整理保管される指掌紋記録との対照を依頼することができるものである。</p> |
| <p>13 遺留指掌紋の整理保管等（第13条関係）</p> | <p>(1) 警察本部鑑識課において対照が終了した遺留指掌紋は、次に掲げるところにより整理保管すること。</p> <p>ア 遺留指掌紋は、指名照会時の利便性を考慮し、遺留指掌紋保管袋に収納の上、警察署別、年次別及び追番号順に保管する。</p> <p>イ 遺留指紋にあつては、システムの登録装置に記録する。</p> <p>(2) 第2項第2号の「保管遺留指掌紋を保管する必要がないと認めるとき」とは、当該保管遺留指掌紋に係る事件の公訴時効が完成したとき等をいう。</p>   |
| <p>14 指名照会（第14条関係）</p>        | <p>(1) 警察署長等は、警察本部鑑識課長に送付した現場指掌紋のうち遺留指掌紋があつた事件については、被疑者と認められる者の氏名を指定して、その者の指掌紋記録等と当該遺留指掌紋との対照を依頼する指名照会</p>   |

|                               |   |
|-------------------------------|---|
|                               | <p>を行うことができるものであるが、警察署長等が行う指名照会の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。</p> <p>ア 指名照会は、指名手配又は指名通報の有無を照会するものではなく、遺留指掌紋と対照するための被疑者又は容疑者氏名を指定して行う「指名（さしな）照会」をいうものであること。</p> <p>イ 指名照会は、電話又は文書のいずれで行う場合であっても、指名照会記録簿に照会の経過を記録し、当該指名照会記録簿をもって照会の経過が全て把握できるようにしておくこと。</p> <p>(2) 指名照会の依頼を受けた警察本部鑑識課長は、速やかに当該被疑者又は容疑者の氏名により保管する指掌紋記録等と遺留指掌紋とを対照し、その結果を電話又は文書により回答するものであるが、警察署長等は文書による回答が必要な場合は、あらかじめ照会時にその旨を申し出ること。</p> <p>なお、警察本部鑑識課における指名照会の受理状況の記録は、指名照会受理簿によって行うものであるが、この場合、電話又は文書のいずれの照会であっても、指名照会受理簿に記録し、当該指名照会受理簿をもって全ての状況が把握できるようにしておくこと。</p> |
| <p>15 被疑者に係る指掌紋照会（第15条関係）</p> | <p>(1) 第1項の照会は、警察署長等が第5条第1項又は第2項の規定により作成した被疑者の指掌紋記録等を警察本部鑑識課長等に送信し、又は送付する場合において、捜査上必要と認めるときは、警察庁犯罪鑑識官に対し既に保管している指掌紋記録との対照を依頼し、当該保管に係る被疑者の身上事項及び処分結果の回答を得ようとするものである。</p> <p>(2) 第1項の照会を行う場合は、指掌紋記録として作成したものにあつてはライブスキャナにより警察庁犯罪鑑識官に送信することとなるが、指紋資料及び掌紋資料として作成したものにあつては警察本部鑑識課において指掌紋業務端末装置により指掌紋記録を作成して警察庁犯罪鑑識官に送信することとなる。</p> <p>(3) 第1項の照会において、警察署長等にあつては被疑</p>  |

|                                      |  |
|--------------------------------------|--|
|                                      | <p>者指掌紋照会処理簿により、警察本部鑑識課長にあつては電磁的方法により記録し、その経過を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(4) 第2項の照会結果の通知は、電話又は文書により行うものであるが、警察署長等は、文書による通知が必要な場合は、あらかじめ照会時にその旨を申し出ること。</p> <p>なお、文書による通知は、指掌紋照会回答書（細則別記様式第3号）に準じた書面の送付により行うものとする。</p>  |
| <p>16 変死者等に係る指掌紋照会（第16条関係）</p>       | <p>(1) 第1項の照会は、警察署長等が変死者等を扱い捜査上必要があるときは、当該変死者等の指紋及び掌紋を押なつし、並びに当該変死者等に関連する事項を記載した資料を警察本部鑑識課長に送付して、警察庁犯罪鑑識官に対し既に保管している指掌紋記録との対照を依頼し、当該保管に係る変死者等の身上事項及び処分結果の回答を得ようとするものである。</p> <p>(2) 「変死者等」とは、変死者、変死の疑いのある死体又は犯罪死体のほか、何らかの犯罪に巻き込まれた疑いのある意識不明の重傷者等を含むものである。</p> <p>(3) 第1項の照会を行う場合は、警察署長等が細則第9条に規定する指掌紋照会書（細則別記様式第4号）を作成して警察本部鑑識課長に送付し、これを警察本部鑑識課長が指掌紋業務端末装置により警察庁犯罪鑑識官に送信して行うこととなる。この場合においては、15の(3)の事項と同様に、当該照会の経過を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(4) 第2項の照会結果の通知については、15の(4)の事項に準じて行うこと。</p> |
| <p>17 指掌紋情報管理システムによる事前検索（第17条関係）</p> | <p>(1) システムは、道警察において取り扱った事件の被疑者の指掌紋を管理するものであり、規則若しくは細則の規定による遺留指紋照会又は被疑者若しくは変死者等に係る指紋照会については、事前にシステムによる検索を行い、該当のないものについて警察庁犯罪鑑識官に対する照会を行うことにより、迅速かつ効率的な</p>   |

照会業務を行おうとするものである。

- (2) システムによる事前検索は、警察署長等から警察本部鑑識課長に指紋資料等を送付して行う場合のほか、警察署長等からライブスキャナにより警察庁犯罪鑑識官に指紋記録を送信して行う場合であっても、警察本部鑑識課において当該指紋記録に係る情報を保留して事前検索を行うこととなるものである。